

2013年11月25日

子ども・子育て会議基準検討部会
部会長 無藤 隆 様

第8回子ども・子育て会議基準検討部会・意見書

委員 高橋 睦子
(日本労働組合総連合会・副事務局長)

下記のとおり意見を申し述べますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 地域型保育について

(1) 事業所内保育事業について

- 現状、複数の中小企業が事業所内保育事業を実施している場合も雇用保険事業にもとづく助成金対象になっていると認識しているが、地域型保育の認可基準を満たせば同様に対象とすべき。

2. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 一時預かり事業について

- 人員配置基準について、併設型の場合にバックアップ要員を認めるかどうかは施設の規模や児童の利用状況（実態的に一時預かりか否か）、あるいはそもそもどれぐらいのニーズがあるかにもよるので、それらを踏まえた検討を行うべき。

(2) 放課後児童クラブについて

- 「従事する者（職員の資格）」について、指導員の処遇と研修体制の改善を積極的にはかるべき。また、保育時間の延長や職員体制の強化のため、指導員の常勤化および確保をはかるべき。
- 「児童の集団の規模」について、「おおむね40人までとする」が適正な規模かどうかは議論が必要だが、なし崩しにならないよう、設定した基準はきちんと徹底すべき。ただ、現状を見た場合には、既存施設に対する経過措置および移行支援も十分に設けるべき。
- 「員数」について、例えば2つのクラスの場合、実質的にどちらかのクラスで職員が1名しかいない時間帯ができてしまわないよう、「1クラスにつき職員を2名以上」、「うち1名以上は有資格者」とすべき。
- 「施設・設備」について、「専用室・専用スペースの面積：児童1人当た

りおおむね 1.65 m²以上」は子どもの成長を考慮しつつ、改善すべき。

3. 公定価格について

(1) 公定価格について

- 小規模保育事業について、B型（中間型）のA型（分園型）への移行促進のため、保育士の配置状況に応じて公定価格上明確に差を設けるべき。

(2) 利用者負担について

- 量的拡充および質の向上をはかるため、消費税率の引上げによる財源（0.7兆円）を含めて1兆円超程度の財源確保に努めるとされている中、当然、利用者負担は引き下げる方向で検討すべき。
- 上乘せ徴収を認める場合であっても上限を設定し、低所得者への配慮を行うべき。
- 例えば「保育短時間」と「地域子ども・子育て支援事業」を組み合わせるケースにおいて、「保育標準時間」の公定価格と遜色ない運営費を保障するなど、保育施設が積極的にパート労働者の利用者を受け入れ、かつ運営に支障を来さないような工夫を行うべき。
- 「保育短時間」の就労時間の下限を1カ月当たり48時間以上とする場合、それ未満の場合は一時預かり等を利用せざるを得なくなるが、過度な負担とならないよう、「保育標準時間」・「保育短時間」・「一時預かり」とでバランスのとれた利用者負担とすべき。また、負担を含め、利用者が安心できる絵姿をパッケージで示すべき。

以 上